

「四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方

No.	該当箇所	いただいたご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	第2条(定義)	第2条の定義における小規模企業とは個人事業者も含められるのか。経営環境の厳しいなか、事業に真摯に取り組んでおられるとか、伝統産業を承継されておられる個人事業者も多いことから、小規模企業のカッコ書きでも良いことから、個人事業者を含むを入れていただきたい。	第2条第2号の小規模企業の定義には、中小企業基本法に基づく小規模企業者の要件を満たす個人事業主も含まれることから、いただいたご意見を踏まえ、解説に次の下線のとおり追記いたしました。 第2号では「小規模企業」(個人事業主を含む)について定義しています。
2	第10条(金融機関の役割)	第10条の定義における金融機関の役割について、中小企業等に対する支援の資金調達や経営相談等の面で重要とありますが、企業の盛衰が激しい現在では支援策として、起業や転廃業を相談できる態勢を整えた顧客本位の業務運営も金融機関の使命と言えます。それらの観点から、第10条(金融機関の役割)の【解説】をもう少し具体的に説明を加えていただきたい。	第10条の金融機関の役割について、いただいたご意見を踏まえ、解説を次の下線のとおり修正いたしました。 <u>物価上昇や人手不足・後継者不足への対応等、事業者の経営課題が多様化する中において、中小企業等と密接な関係がある金融機関は、顧客の置かれた状況やニーズを深く理解し、資金調達や事業の創業・転換・承継・再編・統合などの経営課題解決の支援等を行うことで、地域の中小企業等の価値を向上させ、ひいては地域社会及び地域経済への貢献につなげていくよう努めるものとしています。</u>
3	第11条(学校及び大学等の協力)	(学校及び大学等の協力)第11条の条文に、創業機運醸成について盛り込んで貰いたい。	第11条の学校及び大学等の協力については、解説において、児童や生徒に対して創業も含めた健全な職業観や勤労観を醸成することに明記しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、条文に次の下線のとおり追記いたしました。 学校は、教育活動を通じ、中小企業等の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を促すとともに、健全な職業観、勤労観及び創業機運の醸成を図り、もって次代を担う人材を育成するよう努めるものとする。
4	第11条(学校及び大学等の協力)	第11条の学校及び大学等の協力の解説に、「大学等には、中小企業等との産学連携による協力を求める」と記載されていますが、地元の若者を地域に残し、次代を担う人材としての育成を行うのであれば、大学進学で他地域へ流出する前に意識の醸成を図ることが必要です。 「大学等」を「学校」と改め、「産学連携」を「産学官連携または産学官金連携」と改めてはいかがでしょうか。	本条例案第2条第7号で市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等を「学校」と定義しております。 ご意見のように、次代を担う人材が大学進学等で他地域へ流出する前に意識の醸成を図ることが必要であることから、本条例案第11条第1項で学校は、教育活動を通じ、中小企業等の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を促すとともに、健全な職業観及び勤労観の醸成を図り、もって次代を担う人材を育成するよう努めるものとするを規定しております。 また、中小企業等とあらゆる主体が連携して中小企業等の振興を推進することが重要であることから、本条例案第3条第3号の「基本理念」で中小企業等をはじめ、経済団体、労働団体、大企業、金融機関、学校及び大学等、市民等並びに市がそれぞれの役割、責務等について相互の理解を深め、連携及び協働を図ることを規定しております。
5	第13条(基本方針)	四日市市の条例案では、中小企業と小規模企業が同列で記載されています。(基本方針)第13条の条文に、きめ細かな支援が必要な小規模事業者の経営面及び資金面に配慮し、と明記について記載がありましたが市条例を定めるのであれば支援について条項を設けて貰いたい。	ご意見のように、小規模企業に対する支援は、本市が中小企業等の振興に関する施策を講じる上で重要な観点と考えており、第13条の条文に「特に経営資源の確保が困難であり、きめ細かな支援が必要な小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、中小企業等の振興に関する施策を講じるものとする」ことについて明記しております。 なお、ご指摘の具体的な支援施策に関しては、基本方針に基づき策定される「中小企業等振興戦略プラン」において定めることとしております(第14条第2項)。
6	第15条(四日市市中小企業等振興審議会)	第15条に、四日市市中小企業振興審議会の構成について解説が付記されていますが、具体的な戦略プランのもととなる審議会では、経営者視点での施策提案ができることが求められますので、関係団体から選出される方は事務局人材ではなく、経営組織を持つ経営者を代表とすることを条件として追記いただいてはどうか。 また審議会は戦略プランや振興施策の効果や検証を図る場でもあるべきと考えます。この点についても記載していただいてはどうか。	第15条の四日市市中小企業等振興審議会については、本市議会の中小企業振興基本条例調査特別委員会において、参考人の皆様と意見交換をさせていただいた際にも、同審議会の委員構成、中小企業等振興戦略プランの効果検証及び中小企業等振興施策への反映などに対するご意見に関して、各委員並びに担当部局と経営者としての視点も必要であることから、同審議会を構成する一員として経営者の参画が望ましいとの認識を共有いたしました。 本条例案の施行後に審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしていることから、いただいたご意見を踏まえ、市議会としても効果的に施策が実施されるようしっかりと注視してまいります。